

令和3年 第2回

佐野市農業委員会総会議事録

佐野市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和3年2月19日（金）午後1時30分から午後2時43分まで

2. 開催場所 佐野市役所本庁舎 6階大会議室A、B

3. 出席委員 (16人)

会長	16番	志賀喜一
委員	1番	川上美由紀
委員	2番	石川俊雄
委員	3番	立川久恵
委員	4番	相場重雄
委員	5番	小関昭男
委員	6番	向田栄一
委員	7番	小林秀男
委員	8番	新井 勉
委員	9番	若田部明
委員	10番	金子一郎
委員	11番	本島光雄
委員	12番	大拙 孝
委員	13番	野村春男
委員	14番	川田恒夫
委員	15番	澁江修身

4. 欠席委員 (0人)

5. 議事日程

日程第1 会期の決定について

日程第2 議事録署名委員の指名について

日程第3 会議書記の指名について

日程第4 報告第1号から報告第2号までについて

報告第1号 農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出について

報告第2号 農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出について

日程第5 議案第1号から議案第6号までについて

議案第1号 佐野市農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」(案)
について

議案第2号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について

議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について

議案第4号 非農地証明願について

議案第5号 佐野農業振興地域整備計画の変更について

議案第6号 佐野市農用地利用集積計画の決定について

6. 農業委員会事務局職員

事務局長	小野 勉
参事	磯部高志
農地調整係	係長 飯島浩之
	主査 飯塚康夫
	主事 小松崎梨菜
	主事補 柿沼誠一郎

7. 会議の概要

事務局長	ただいまから、令和3年第2回佐野市農業委員会総会を始めさせていただきます。
議長	開会に先立ち、本日の出席委員数の報告をさせます。事務局長、お願いします。
事務局長	はい、ご報告申し上げます。ただいまの出席委員は、16名でございます。 また、農地利用最適化推進委員の出席は14名でございます。
議長	ただいま、事務局長の報告のとおり、出席委員数は16名であります。 したがって、定足数に達しておりますので、会議は成立いたします。

ただいまから、令和3年第2回佐野市農業委員会総会を開会いたします。

これより、議事日程に入ります。

日程第1、「会期の決定について」でございますが、本日1日としたいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

(なしの声)

異議なしと認め、会期は本日1日と決定いたします。

次に、日程第2、「議事録署名委員の指名について」であります。総会規則第19条第2項の規定により、議席番号8番 新井 勉委員、議席番号9番 若田部明委員のご両名を指名いたします。ご了承願います。

次に、日程第3、「会議書記の指名」を行います。本日の会議書記には、農業委員会事務局職員の飯塚康夫主査、小松崎梨菜主事を指名いたします。ご了承願います。

次に、日程第4に入ります。報告の案件は、報告第1号から報告第2号までであります。

はじめに、報告第1号「農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出について」事務局より報告をさせます。

事務局

報告第1号 農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出について、このことについて、佐野市農業委員会事務局事務専決規程第2条第7号の規定により、次のとおり専決処分したので、同規程第3条の規定により報告します。

令和3年2月19日提出 佐野市農業委員会会長。

(報告第1号 朗読し報告)

議長

事務局の報告が終わりました。報告第1号は、事務局の報告のとおりであります。ご了承願います。

次に、報告第2号「農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出について」事務局より報告をさせます。

事務局

報告第2号 農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出について、このことについて、佐野市農業委員会事務局事務専決規程第2条第7号の規定により、次のとおり専決処分したので、同規程第3条の規定により報告します。

令和3年2月19日提出 佐野市農業委員会会長。

(報告第2号 朗読し報告)

議長

事務局の報告が終わりました。報告第2号は、事務局の報告のとおりであります。ご了承願います。

次に、日程第5に入ります。本日、ご審議いただく案件は、議案第1号から議案第6号まででございます。

まず、議案第1号「佐野市農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」(案)」についてを議題といたします。事務局をして議案第1号の説明をさせます。

事務局

議案第1号 佐野市農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」(案)について、意見を求めます。

令和3年2月19日提出 佐野市農業委員会会長。

事務局で素案を作成し、1月15日に策定委員会、26日に全員協議会にて諮らせて戴いた案件ですが、本日の議案提出にあたり再度ご説明申し上げます。

平成28年の農業委員会等に関する法律の改正により、平成30年度から農地等の利用の最適化の推進に関する指針を定め、3年毎に見直すこととなり、今回初めて見直しの時期を迎えました。

「第2 具体的な目標と推進方法」をご覧ください。

1. 遊休農地の発生防止・解消について(1) 遊休農地の解消目標ですが、現指針は5ha/年、「令和2年度の目標及びその達成に向けた活動計画」(令和2年6月全員協議会)での目標は15ha、実績では平成29年4月59ha、令和2年4月52haと、3年間で7ha解消しています。策定委員会にお諮りし、単年度の目標を3ha解消といたしました。

次に「2. 担い手への農地利用の集積・集約化について」(1) 担い手への農地利用集積目標をご覧ください。管内農地面積は令和2年4月4,110ha(集積面積1,632ha 集積率39.7%)、平成29年4月4,180ha(集積面積1,489ha 集積率35.6%)と、3年で70ha減少していることから、単年度20ha減少を見込み、佐

野市「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的構想」での令和5年度までの目標集積率50%を8年度へスライドし試算すると、表の様になります。

次に「3. 新規参入の促進」(1) 新規参入の促進目標をご覧ください。3年で12経営体(4経営体/年)の新規参入実績と、今年度目標5件を考慮し、新規参入の目標は単年度5経営体としました。推進方法につきましては、それぞれ記載のとおりでございます。今後、指針の変更等が必要になった際は、その都度協議し修正を加えていきたいと思っております。以上説明とさせていただきます。

議長

事務局の説明が終わりました。これより議案第1号について質疑に入ります。質疑はありませんか。

(なしの声)

質疑なしと認めます。お諮りいたします。議案第1号については、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員であります。よって、議案第1号については、原案のとおり決定いたしました。

次に、議案第2号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局をして議案第2号の説明をさせます。

事務局

議案第2号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について、次のとおり許可申請がありましたので、意見を求めます。

令和3年2月19日提出 佐野市農業委員会会長。

(議案第2号 朗読し説明)

続きまして、現地調査の結果を報告いたします。

3条612番 契約内容は、使用貸借権の設定10年です。申請地までの距離は2km、所要時間は10分です。大農機具の所有状況は、トラクター2台、コンバイン1台、田植機1台、乾燥機2台を所有しております。農作業従事人数は1人、従事日数は150日です。

検討事項7項目につきましては、5番につきまして、許可後の耕作面積

は下限面積に達しますので、該当しません。また、7番につきましては、現地調査を地区担当の委員にお願いいたしまして、結果「問題なし」とのことですので、こちらも該当しません。その他5項目につきましては、審査の結果、すべて該当いたしませんので、総合意見としては許可相当と思われま

3条6 1 3番 契約内容は、贈与による所有権の移転です。申請地までの距離は2km、所要時間は5分です。大農機具の所有状況は、トラクター1台を所有しており、コンバイン1台、田植機1台をリースしております。農作業従事人数は3人、従事日数は180日です。

検討事項7項目につきましては、5番につきましては、許可後の耕作面積は下限面積に達しますので、該当しません。また、7番につきましては、現地調査を地区担当の委員にお願いいたしまして、結果「問題なし」とのことですので、こちらも該当しません。その他5項目につきましては、審査の結果、すべて該当いたしませんので、総合意見としては許可相当と思われま

3条6 1 4番 契約内容は、売買による所有権の移転。対価は〇〇円です。申請地までの距離は0.1km、所要時間は5分です。大農機具の所有状況は、トラクター1台、田植機1台、コンバイン1台をリースしております。農作業従事人数は2人、従事日数は150日です。

検討事項7項目につきましては、5番につきましては、許可後の耕作面積は下限面積に達しますので、該当しません。また、7番につきましては、現地調査を地区担当の委員にお願いいたしまして、結果「問題なし」とのことですので、こちらも該当しません。その他5項目につきましては、審査の結果、すべて該当いたしませんので、総合意見としては許可相当と思われま

3条6 1 5番 契約内容は、売買による所有権の移転。対価は〇〇円です。申請地までの距離は1km、所要時間は3分です。大農機具の所有状況は、トラクター1台、耕運機1台を購入予定です。農作業従事人数は1人、従事日数は150日です。

検討事項7項目につきましては、5番につきましては、許可後の耕作面積は下限面積に達しますので、該当しません。また、7番につきましては、現地調査を地区担当の委員にお願いいたしまして、結果「問題なし」とのことですので、こちらも該当しません。その他5項目につきましては、審査の結果、すべて該当いたしませんので、総合意見としては許可相当と思われま

議 長

事務局の説明が終わりました。

なお、議案第2号3条6 1 2番、6 1 5番の案件については、農地調整

審査会が行われておりますので、審査報告に入ります。3条6 1 2番について、審査会班長、お願いします。

審査会班長

それでは、審査会の結果を報告します。

2月12日に、委員5名が出席して審査会を行いました。

3条6 1 2番の案件について報告します。

本申請につきましては、使用貸借権の設定3筆の申請になります。

申請人は、農地所有適格法人の一員として平成20年頃より耕作をしてきました。今回法人を抜け個人で、これまで耕作していた農地を借りようとした際、申請人の自己所有農地がなかったため新規就農の手続きを取る必要があり、今回の申請に至りました。

申請地の現況は、いずれも特に問題なく、申請人は、現時点ではおひとりで農業経営をしていきます。

作付計画としましては、法人の一員として耕作していた米・麦を継続して耕作していきます。

今後は法人の一員として耕作していた農地について公社を通し基盤法にて貸借をつけていく予定となっております。

以上のようなことから、総合的に判断した結果、審査会の意見としては、適当であると判断いたしました。

3条6 1 5番の案件について報告します。

本申請につきましては、売買による所有権の移転6筆の申請になります。

申請人は、渡人所有の宅地を取得する際、農地も一緒に取得してほしいといわれ、農地を取得するにはどうしたらいいかと2年ほど前から事務局に相談されてきました。申請人が農業経験・技術がないため農業大学に通うなどし、知識・技術を学んでからでないと難しいことを伝え、農業大学に通っていただいていた。今年の1月農業大学を卒業したため今回の申請に至りました。

申請地の現況は、耕作放棄地となっていた農地の草を刈りきれいにした状態となっております。申請人は、おひとりで兼業農家として農業経営をしていきます。

作付計画としましては、ねぎ、白菜、ジャガイモ、栗を作付けしていきます。今後は地域の委員さんに教えを乞うなどし、少しずつ農地を増やしていきます業として継続的に行えるよう生産量を増やしていく計画となっております。

以上のようなことから、総合的に判断した結果、審査会の意見としては、適当であると判断いたしました。以上で審査会の報告とさせていただきます。ご協議よろしく申し上げます。

議 長

ありがとうございました。審査会の結果については、報告のとおりであります。これより議案第2号について質疑に入ります。質疑はありませんか。

(大拙 孝委員 挙手)

議席番号12番 大拙 孝委員、どうぞ。

12番
大拙委員

3条614番について質問いたします。対価が高額ですが、農業用施設か何かを建設する予定なのですか。

事務局

回答いたします。対価については譲渡人と譲受人のお互いの合意によって金額を決めているので、事務局において農業用施設を建設するという理由で高額になっているかどうかは把握しておりません。

12番
大拙委員

わかりました。

議 長

これをもって質疑を終結いたします。お諮りいたします。議案第2号については、申請のとおり許可することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員であります。よって、議案第2号については、申請のとおり許可することに決定いたしました。

次に、議案第3号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局をして議案第3号の説明をさせます。

事務局

議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について、次のとおり許可申請がありましたので、意見を求めます。

令和3年2月19日提出 佐野市農業委員会会長。

(議案第3号 朗読し説明)

議 長

事務局の説明が終わりました。なお、本件については、調査班により現地調査が行われておりますので、調査結果の報告に入ります。議案第3号について、調査班、お願いします。

調査班

5条788番について報告します。

「農地転用許可基準に基づく検討状況」ですが、農地の区分は「第2種農地」に該当し、許可の基準は「周辺の他の土地に立地することができる場合は不許可」です。立地基準は、「代替地がない場合」に該当し、一般基準は、2番から11番までを検討した結果、記載のとおりとなっており、許可の基準は満たしているものと判断いたしました。

以上のようなことから、現地調査班の意見は「許可相当」と思われます。

5条789番について報告します。

「農地転用許可基準に基づく検討状況」ですが、農地の区分は「第2種農地」に該当し、許可の基準は「周辺の他の土地に立地することができる場合は不許可」です。立地基準は、「代替地がない場合」に該当し、一般基準は、2番から11番までを検討した結果、記載のとおりとなっており、許可の基準は満たしているものと判断いたしました。

以上のようなことから、現地調査班の意見は「許可相当」と思われます。

5条790番について報告します。

「農地転用許可基準に基づく検討状況」ですが、農地の区分は「第2種農地」に該当し、許可の基準は「周辺の他の土地に立地することができる場合は不許可」です。立地基準は、「代替地がない場合」に該当し、一般基準は、2番から11番までを検討した結果、記載のとおりとなっており、許可の基準は満たしているものと判断いたしました。

以上のようなことから、現地調査班の意見は「許可相当」と思われます。

5条791番について報告します。

「農地転用許可基準に基づく検討状況」ですが、農地の区分は「第2種農地」に該当し、許可の基準は「周辺の他の土地に立地することができる場合は不許可」です。立地基準は、「代替地がない場合」に該当し、一般基準は、2番から11番までを検討した結果、記載のとおりとなっており、許可の基準は満たしているものと判断いたしました。

以上のようなことから、現地調査班の意見は「許可相当」と思われます。

5条792番について報告します。

「農地転用許可基準に基づく検討状況」ですが、農地の区分は「第1種農地」に該当し、許可の基準は「原則不許可」です。立地基準は、転用目的が「一般住宅」であり、不許可の例外事由である集落接続に該当します。一般基準は、2番から11番までを検討した結果、記載のとおりとなっており、許可の基準は満たしているものと判断いたしました。

以上のようなことから、現地調査班の意見は「許可相当」と思われます。

5条793番について報告します。

「農地転用許可基準に基づく検討状況」ですが、農地の区分は「第2種農地」に該当し、許可の基準は「周辺の他の土地に立地することができる場合は不許可」です。立地基準は、「代替地がない場合」に該当し、一般基準は、2番から11番までを検討した結果、記載のとおりとなっており、許可の基準は満たしているものと判断いたしました。

以上のようなことから、現地調査班の意見は「許可相当」と思われます。

5条794番について報告します。

「農地転用許可基準に基づく検討状況」ですが、農地の区分は「第1種農地」に該当し、許可の基準は「原則不許可」です。立地基準は、転用目的が「駐車場」であり、不許可の例外事由である集落接続に該当します。一般基準は、2番から11番までを検討した結果、記載のとおりとなっており、許可の基準は満たしているものと判断いたしました。

以上のようなことから、現地調査班の意見は「許可相当」と思われます。

議長

ありがとうございました。以上で調査班による報告が終わりました。これより議案第3号について質疑に入ります。質疑はありませんか。

(なしの声)

質疑なしと認めます。お諮りいたします。議案第3号5条791番、794番については、転用に係る面積が30aを超える案件でありますので、許可相当と決定し栃木県農業会議常設審議委員会の意見聴取を行うこととし、5条791番、794番以外については転用に係る面積が30a以下の案件でありますので、栃木県農業会議常設審議委員会からの意見聴取は行わず、他法令との調整のうえ申請のとおり許可することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員であります。よって、5条791番、794番については、転用に係る面積が30aを超える案件でありますので、許可相当と決定し栃木県農業会議常設審議委員会からの意見聴取を行うこととし、5条791番、794番以外については転用に係る面積が30a以下の案件で

ありますので、栃木県農業会議常設審議委員会からの意見聴取は行わず、他法令との調整のうえ申請のとおり許可することに決定いたしました。

次に、議案第4号「非農地証明願について」を議題といたします。事務局をして議案第4号の説明をさせます。

事務局

議案第4号 非農地証明願について、次のとおり証明願がありましたので、意見を求めます。

令和3年2月19日提出 佐野市農業委員会会長。

(議案第4号 朗読し説明)

議長

事務局の説明が終わりました。なお、本件については、調査班により現地調査が行われておりますので、調査結果の報告に入ります。議案第4号について、調査班、お願いいたします。

調査班

非農地473番について報告いたします。

願出地の東は畑ですが、営農に支障はないと思われま

す。願出地は人為的に転用行為が行われており、また20年以上経過しており、非農地証明は妥当であると思われま

す。非農地474番について報告いたします。

願出地の東と南は畑ですが、営農に支障はないと思われま

す。願出地は人為的に転用行為が行われており、また20年以上経過しており、非農地証明は妥当であると思われま

議長

ありがとうございました。以上で調査班による報告が終わりました。これより議案第4号について質疑に入ります。質疑はありませんか。

(なしの声)

質疑なしと認めます。お諮りいたします。議案第4号について、願いのとおり証明することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員であります。よって、議案第4号は、願いのとおり証明することに決定いたしました。

次に、議案第5号「佐野農業振興地域整備計画の変更について」を議題といたします。事務局をして議案第5号の説明をさせます。

事務局

議案第5号 佐野農業振興地域整備計画の変更について、このことについて、佐野市長から協議がありましたので、意見を求めます。

令和3年2月19日提出 佐野市農業委員会会長。

(議案第5号 朗読し説明)

議長

事務局の説明が終わりました。なお、本件については、調査班により現地調査が行われておりますので、調査結果の報告に入ります。議案第5号について、調査班、お願いします。

調査班

農振除外75番について報告します。

「農地転用許可基準に基づく検討状況」ですが、農地の区分は「農用地区域内の農地」です。農用地区域の変更が完了すると「第1種農地」に該当し、許可の基準は原則不許可です。不許可の例外事由は、公共性が高い事業に該当します。一般基準は、2番から11番を検討した結果、記載のとおりとなっており許可の基準は満たしているものと判断いたしました。

以上のようなことから、現地調査班の意見は「転用許可の見込みは、有り」と思われます。

議長

ありがとうございました。以上で調査班による報告が終わりました。これより質疑に入ります。質疑はありますか。

(若田部明委員 挙手)

議席番号9番 若田部明委員、どうぞ。

9番
若田部委員

除外75番について質問いたします。ガス輸送導管分岐施設の設置ということですが、なぜ第1種農地のこの場所でなければならないのですか。

事務局

回答いたします。南北に走っているフルーツラインに沿って、ガスの本管が館林市に通じております。本管の東側にもう一本パイプラインを通したく、分岐施設の設置が必要とのことで今回の申請に至りました。

(大拙 孝委員 挙手)

議 長

議席番号12番 大拙 孝委員、どうぞ。

12番
大拙委員

安定供給のために、優良農地の中にある今回の申請地が経済的にも立地的にも一番適しているのですね。

(野村春男委員 挙手)

議 長

議席番号13番 野村春男委員、どうぞ。

13番
野村委員

申出地から南、下羽田を通して、館林市までパイプラインを通す予定なのですが、その延長線上にかつて通っていたパイプラインがあるという理由から、今回の申請地は第1種農地であるけれども、この場所に分岐施設を設置することは致し方ないと思われま。

議 長

そのほか質疑はありますか。

(なしの声)

これをもって質疑を終結いたします。お諮りいたします。議案第5号について、農用地から除外された場合の転用許可の見込みの有無を「有」とすることに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員であります。よって、議案第5号については、農用地から除外された場合の転用許可の見込みの有無を「有」とすることに決定いたしました。

次に、議案第6号「佐野市農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。事務局をして議案第6号の説明をさせます。

事務局

議案第6号 佐野市農用地利用集積計画の決定について、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、佐野市長から決定の依頼がありましたので意見を求めます。

令和3年2月19日提出 佐野市農業委員会会長。

(議案第6号 朗読し説明)

議長

事務局の説明が終わりました。ここで、審議に入る前に、議事参与の制限についてご案内します。利用権設定関係の3番について、議席番号8番新井 勉委員が議事参与の制限に該当します。議案を分割して質疑させていただきますので、ご了承願います。

議案第6号 利用権設定関係の3番について審議します。新井 勉委員の退室をお願いします。

(新井 勉委員 退室14:41)

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

(なしの声)

質疑なしと認めます。お諮りいたします。議案第6号 利用権設定関係の3番については、計画のとおり承認することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員であります。よって、議案第6号 利用権設定関係の3番については、計画のとおり承認することに決定いたしました。新井 勉委員の入室をお願いします。

(新井 勉委員 入室14:42)

次に、議案第6号 利用権設定関係の3番以外の案件について審議します。これより質疑に入ります。質疑はありますか。

(なしの声)

質疑なしと認めます。お諮りいたします。議案第6号 利用権設定関係の3番以外の案件については、計画のとおり承認することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員であります。よって、議案第6号 利用権設定関係の3番以外の案件については、計画のとおり承認することに決定いたしました。

以上をもちまして、本総会に提出されました全議案の審議を終了いたしました。令和3年第2回佐野市農業委員会総会を閉会いたします。慎重審議、ご協力ありがとうございました。

14時43分閉会